

船舶検査証書

第2-1873号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査簿の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
帆船 I W A S H I Ⅲ	第235- 9882号	神奈川県三浦市
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (6.05メートル)	プレジャーヨット	佐 藤 悟

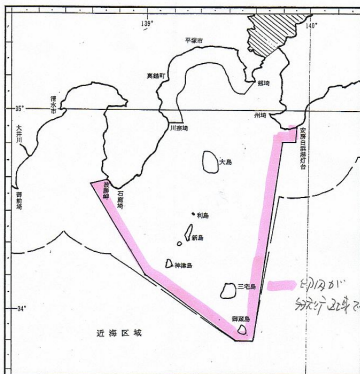
航行区域又は従業制限	沿海区域		
	ただし、次のaからh (a 千葉県安房白浜港灯台 b 北緯34度50分12秒、東経139度49分48秒 c 北緯33度50分13秒、東経139度40分40秒 d 北緯33度50分13秒、東経139度34分49秒 e 北緯33度50分13秒、東経138度59分49秒 f 北緯34度10分12秒、東経138度59分49秒 g 北緯34度40分12秒、東経138度39分49秒 h 静岡県駿河湾) までの点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。		
最大と う 載 人 員	旅 客		0 人
	船 員		8 人
	その他の乗船者		0 人
	計		8 人
制 限 汽 圧		_____	
その他の航行上の条件		_____	
有 効 期 間		平成21年 9月21日 まで	

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成15年 9月 1日 (横浜)

日本小型船舶検査機構





分類	航行区域文章
053513099 5海里制限 	ただし、神奈川県鰐崎灯台から22.5度に引いた線と、同県平塚市を経て、静岡県川奈崎から9.0度に引いた線の間における本州の海岸から5海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。
043513099 12海里制限 	ただし、次のaからh(a千葉県安房白浜港灯台 b北緯34度50分12秒東経139度54分48秒 c北緯34度50分12秒東経139度49分48秒 d北緯33度50分13秒東経139度40分49秒 e北緯33度50分13秒東経139度34分49秒 f北緯34度10分12秒東経138度59分49秒 g北緯34度40分12秒東経138度39分49秒 h静岡県波静岬)までの点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

小型船舶登録事項通知書（新規登録）

整理番号第 11116 号 (1/1)

船舶番号記録部

船 舶 番 号
235-9882 神奈川

小型船舶の登録等に関する法律の規定に基づき、平成15年 9月 1日に下記内容の登録を行いましたので通知します。

平成15年 9月 3日

日本小型船舶検査機構 横浜 支部

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

船舶の種類	船籍港	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ
帆船	神奈川県三浦市	6.05m	3.00m	1.60m
総トン数	船体識別番号	推進機関の種類及び型式	新規登録年月日（原簿調整年月日）	
5トン未満	J P-M L I T 0 0 9 3 0 2 6 B	船外機	平成15年 9月 1日	

事項部（所有権に関する事項）

順位番号欄 主登録 付記	登録の目的	登録の原因及び その発生日	所有者の氏名または名称及び住所その他の事項	登録年月日
1	新規登録	法適用 平成15年 8月13日	佐藤 悟 神奈川県横須賀市武3丁目17番12-104号	平成15年 9月 1日

〔注意事項〕

通知された船舶番号を船体に表示してください。

申請された登録事項等と相違していないことを確認してください。もし相違しているときは直ちに申し出てください。

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。